入札監理小委員会における審議結果報告 刑事施設の運営業務(美祢社会復帰促進センター運営事業)

1. 概要

(1) 事業の概要

〇 理念

「国民に理解され、支えられる刑務所」という基本理念の下、「官民協働の運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」という運営理念の実現を目指すとともに、地域 ぐるみの再犯防止や地域の社会課題解決に企業や地域社会とともに取り組み、刑事施 設が「コミュニティハブ」としても機能することを目指す。

〇 対象施設

美祢社会復帰促進センター(山口県美祢市)

〇 委託業務の範囲

総括マネジメント業務、施設維持管理業務、総務業務、収容関連サービス業務(給 食、衣類・寝具の提供、清掃等)、警備業務、作業業務、教育業務、医療業務(健康 診断、レセプト審査等)、分類事務支援業務(カウンセリング、社会復帰支援等)

(多句・本事業に切りる特定公共) ころの家来物が	
該当業務	具体的内容
総務業務	写真撮影、領置物保管(公共サービス改革法33条の3
	第1項1号、4号)
医療業務	健康診断(同項第5号)
警備業務	被収容者等の行動の監視等(同項第6号、7号)
分類業務	処遇調査(同項第9号)
教育業務	改善指導・教科指導(同項第10号)
作業業務	職業訓練(同項第8号、11号)

≪参考:本事業における特定公共サービス対象業務≫

〇 事業期間

8年間(令和7年4月~令和15年3月)であり、市場化テスト1期目である。

(2)選定の経緯

〇 美祢社会復帰促進センターに係る民間委託事業については、PFI法及び構造改革特区法を活用し、平成19年4月から実施してきた。

構造改革特区法の改正に伴い、引き続き民間委託するためには、公共サービス改革法の対象となる必要があり、公共サービス改革基本方針(令和4年7月5日閣議決定)別表において、対象事業となされたものである。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

〇 業務範囲の変更等(資料1-2 3/130ページ)

PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議の報告書における民間委託の実施状況の検証結果等を踏まえ、本事業においては、人事事務支援などの総務業務、夜間休日の収容棟の巡回、運動の立会などの警備業務など、一部業務において、民間委託範囲を縮小した。

〇 情報開示の充実(資料1-2 101~130/130ページ)

従前の事業において使用している設備・備品等について、整備年度等を含め、詳細に 開示することや運転業務の実施件数など、事業の参考数値を幅広く開示することにより、 新規事業者の参入を促進する。

○ 入札スケジュールの確保(資料1-2 7/130ページ)

入札公告から入札参加資格審査書類の提出期限を約70日とし、そこから更に提案書 提出期限を約150日確保する。

また、事業開始の1年以上前に契約を行うことにより、既存事業者からの引き継ぎを 含め、十分な準備期間を確保する。

○ 総合評価落札方式の新たな加点項目の設定(資料1-2 11/130ページ) 民間の創意工夫をいかす観点から、VRやメタバース等新たなテクノロジーを活用したデジタル空間での矯正処遇等に関しての提案について、加点項目として設定した。

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点】

新しく参入しようとする民間事業者にとっても、ハードルが高くならないように、民間に委託する業務の範囲をわかりやすくできないか。

【対応】

委託業務の範囲がわかりやすくなるように、国と民間事業者との業務分担の概要について、従来の実施状況に関する情報開示のところある業務分担表を参照するようにとの記載を追加した。(資料1-2 49/130ページ)

4. パブリックコメントの対応について

令和5年2月16日から同年3月1日までパブリックコメントを実施した結果、92件の 意見があったところ、提出された意見に対し、

- ・警備業務に従事する者の資格要件の緩和(施設警備の実務経験1年以上の職員を5分の4以上から4分の3以上に変更)
- ・特別改善指導について、従前と同様に民間委託の範囲とする などの修正を行うほか、字句修正などの対応をした。

以上